

[平成26年12月12日建設委員会-12月12日-01号]

◆芝田 委員 公明党の芝田でございます。昼からでお疲れと思いますが、最後までよろしく願いいたします。

きょうは私は本市の空き家対策について、そして交通バリアフリーについて、2項目について質問させていただきます。

空き家対策については、前回の委員会でも西川委員のほうからも質疑があり、また大綱質疑とか等でも、いろんな議員から質問がございます。そういう昨今の社会情勢を見て、空き家がふえていく中で、それに対しての、いわゆる防災とか、倒壊とか、近隣住民のそういう声を聞く機会も我々議員としても多いわけで、今回その内容について議論を深めたいと思います。

まず、本市の空き家の現状についてお示してください。

◎前田 建築安全課長 ことしの平成26年7月29日に発表されました平成25年の総務省の住宅土地統計調査の速報集計結果によりますと、堺市の総住宅数は40万6,200戸に対して、空き家は5万3,800戸で、空き家率は13.2%でございます。

平成20年に行われた調査と比較いたしますと、空き家率は0.2%減少しておりますが、空き家の戸数は総住宅戸数の増加と同様、5年間で1,900戸増加しております。以上です。

◆芝田 委員 本市の空き家率は13.2%ということで、さして低くはない数字かなと。また、絶対数としても5万3,800戸に対して、1,900戸増加をしているということでございます。

年度は違いますが、全国的な空き家は平成25年度の資料では820万戸ということで、1割にはもちろん満たないんですが、5%を超えてる、全国的な中の本市の位置ということをまず認識をさせていただきました。

先ほど言いましたように、市民の方から、やはり倒壊しかけている家とか、長年住んでいない、そしてまた火災等があったら危険だと。そしてまた、こういった災害の多い日本であります。そしてまたそういったときに火災であれば類焼、そしてまた安全・安心のまちの中で、災害時のときは、それ大丈夫なんかという、そういう危惧をされる声で、我々にもお声をいただくわけですけども、そういった中で何件か、私もお願いをして、その堺市の行政のお仕事の中で、その所有者等に連絡していただいて、住んではないけれども、そういう危険の度合いを減らしていただくということもございました。

それでは、本市のそういった行政の皆さん方も現場に行かれたり、またそういう調査もされてると思うんですが、そういったときの発見した場合の対応策についてお示してください。

◎前田 建築安全課長 市民の皆様などから危険な空き家について通報をいただいた場合、現場に行き、危険な状況の把握を行っています。そして、所有者を調べまして、所有

者へ危険な状態を解消するよう指導または助言を行っております。

また、指導または助言を行ったにもかかわらず、解消されない場合、勧告を行い、解消を促しております。以上でございます。

◆芝田 委員 ここに示させていただいたのは、まさに空き家ということで、ちょっと写真もあれなんですけど、こういうことを我々が通報したり、また現場で担当の方が発見された場合、今のようなことで進めていただくとするんですが、もう少し、ちょっと簡潔に、簡潔というか、行政指導、勧告、また最終的にはどうなっていくかいうのをお示しいたきたいと思います。

◎前田 建築安全課長 現場に赴きまして、調査をするわけですが、無断で敷地に入ることのできないので、外部から目視によって老朽度であるとか、危険度であるとか、そういった危険状況を把握します。そして、先ほど所有者のほうに危険な状態を解消するよう助言・指導などを行うわけですが、場合によりましては、付近周辺の皆様が危険な状態になる場合には、緊急避難措置によって対応することもございます。以上でございます。

◆芝田 委員 財産権の問題とか、そしてまたそういったことで壁があるわけで、建築基準法、そしてまた去年の4月に策定されました堺市老朽化建築物の適正管理に関する要綱に基づいて行政指導をしていただいているんですが、相手があって、なかなか進まないということで、国のほうでも、今臨時国会において、議員立法として空き家等対策の推進に関する特別措置法案というのが通ったわけですが、この議論はちょっと後でさせていただきますけれども、こういう個別案件に対しては、担当の行政の方がやっていたているわけですけど、なかなか最終的には時間もかかって大変だということもお聞きをしております。

これは個で見た場合なんですけど、堺市においては、市内全域の中で、こういう空き家とか、また木造住宅が密集している、そういったことも調査されてると思うんですが、それについての概要についてお示してください。

◎前田 建築安全課長 現在、空き家が多く存在すると思われる木造賃貸住宅総合整備事業広域調査を過去行った中から調査地区として、新湊など17街区を定め、空き家の老朽度、危険度の実態調査を行っているところでございます。以上です。

◆芝田 委員 それでは、老朽化した木造住宅が密集している地域での取り組みについてお示してください。

◎河井 都市整備推進課長 現在、新湊地区53.7ヘクタールにおきまして、老朽化した木造住宅が密集し、公共施設が著しく不足する住宅市街地の住環境の改善と防災性の向上を図るため、道路や公園といった公共施設を整備するとともに、老朽木造賃貸住宅の建てかえを促進しております。以上でございます。

◆芝田 委員 このOHPで示している図でもう少し説明していただけますでしょうか。例えば、黒く塗ってる場所とか、これが多分市内の17カ所だと思うんですが。

◎前田 建築安全課長 前で、白黒で、ちょっと見にくいところもございますが、太い線で囲まれているところが地区でございまして、その地区の特徴を典型的にあらわす部分は、図面では、多分斜線が入っていて、ちょっと黒っぽくなっておるところでございますが、そこをまず典型街区をサンプル的に調査をしておるところでございます。以上です。

◆芝田 委員 十三の火災とか、そしてまた災害時の、やっぱり被害の出る地域というのはこういうところだと思いますので、主に堺区が中心で、多いわけで、地図の一番右のほうは、これは北区の奥本町の一部だそうであります。

個別的な対応と、そしてまたこういうある程度のちょっと固まったエリアで、堺市もいろいろ対応していただいているんですが、今般の法律が通り、これから自治体がそれのように活用していくというか、基本方針を受け、ガイドラインを受けて、やっぱりまちの安全・安心のために取り組まれるわけであります。

先ほどの例を出した写真なんかも、やっぱりこれはちょっとひどい倒壊に近い写真だったんですが、皆さん方、専門家が見て、これは大丈夫だろうと、崩落はないと、壁も大丈夫と言ったとしても、そこにお住まいの方というのは、やはり安全・安心の中で、やっぱり安心の部分では、どうしても日常そこで生活して、また大きな事件等あれば、自分もその辺に関係するんじゃないかというような、そういう不安もあるわけです。

そういう中で、国の法律ができて、いよいよこれから本市としてもそういった市民のために努力されるわけですけど、いち早く全国では、355自治体はこういうことを危惧をされて、条例制定等、また進んでいるところは、こういった空き家等のバンク活用も緒についているというふうに私も聞いております。

それでは、この法律が通っていくわけですが、この法律の内容について、簡潔にお示しください。

◎前田 建築安全課長 法律の内容でございますが、ふえ続ける空き家が防災、衛生、景観等の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、その対策として、国による基本指針の策定、市町村による計画の策定等、空き家等についての情報収集、空き家等及びその跡地の活用、特定空き家等に対する措置並びに財政上の措置及び税制上の措置等が定められています。以上でございます。

◆芝田 委員 それでは、その法案の成立を受け、堺市としてはどう取り組んでいくのかお答えください。

◎前田 建築安全課長 法案の成立を受け、11月28日には庁内関係部局と情報共有し、意見交換を行いました。

今後、来年2月末ごろまでに国の基本指針が策定される予定でございます。また、特定空き家の判断基準を盛り込んだガイドラインが来年5月末ごろまでに策定される予定です。今後、これらの動きに注視してまいりたいと考えております。以上でございます。

◆芝田 委員 よろしく願いをいたします。空き家はやはり、こういった高齢社会、そしてまたますます、どちらかいうたら増加の傾向であります。そういった意味では、本

市も積極的にかかわっていただいて、先ほど言いました個別事案から市民の安全、そして安心を担保するような施策が進むようお願いをいたしまして、この項目の質問を終わります。

次に、交通バリアフリーについて質問をさせていただきます。

この交通バリアフリー法の法律制定の背景と、その内容についてお示してください。

◎河合 公共交通課長 まず、法律の背景ということでございますけども、高齢者や障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性、安全性の向上を目的として、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律、いわゆる交通バリアフリー法が平成12年に施行されたということでございます。以上でございます。

◆芝田 委員 この背景についてお示しいただきたいと思えます。法律ができた背景。確かに、この法律の趣旨である程度わかるんですが。

○池田 委員長 今の答弁以上の背景ということで。

◎平松 交通部長 それ以前につきましては、さまざまな要綱ですとか、個々の施設ごとに、さまざまなガイドライン等ございましたが、それらをまとめてこういう公共交通機関を利用する場合の移動の円滑化という側面で、この法ができたというところでございます。以上でございます。

◆芝田 委員 それでは、それ以前のバリアフリーの本市の取り組みについてお示ください。

◎河合 公共交通課長 以前の取り組みでございますが、交通バリアフリー法以前につきましては、誰もが移動しやすく安全・快適で活力のあるまちづくりを推進することを目的に、大阪府福祉のまちづくり条例や堺市福祉のまちづくり環境整備要綱に基づき、不特定多数の人が利用する民間建築物や、市有建築物、道路、公園などのバリアフリー化に取り組んでおりました。

また、鉄道施設につきましては、公共交通ターミナルにおける高齢者、障害者等のための施設整備ガイドラインが昭和58年に国から示されたことから、本市においても平成5年に堺市鉄道駅舎エレベーター整備費補助金交付要綱を制定し、事業者とともにエレベーターの整備を行ってまいりました。以上でございます。

◆芝田 委員 私も、平成15年に初当選をさせていただきまして、市内の駅等に段差解消、そしてまたエレベーターをつけていただいたり、またいろんな面で、こういった法律をもとに堺市基本構想が進んでいくのを目の当たりにさせていただきました。

昨今も鉄道駅の整備も進んでおりますが、最近の鉄道駅の整備状況について教えてください。

◎河合 公共交通課長 鉄道駅の整備状況でございますが、これまで鉄道駅のバリアフリーの状況につきましては、国がバリアフリーの整備指標としておりますエレベーターの設置、多機能トイレの設置、障害者誘導ブロックの設置につきましては、基本構想の対象である17駅を含めまして、連続立体交差事業中の2駅を除く27駅において整備が完了し

ております。以上でございます。

◆芝田 委員 今、JR堺市駅のお話もしていただきましたか。

◎河合 公共交通課長 まだしていません。

◆芝田 委員 それでは、私の地元いうたらあれですが、北区の中でJRの堺市駅等も、今エレベーター工事をしているんですが、その辺も含めて、直近の整備状況について教えてください。

◎河合 公共交通課長 最近の取り組みでございますが、平成25年度から平成26年度にかけて、JR三国ヶ丘駅において、多機能トイレや視覚障害者等がホームから転落しないよう、防止するための内方線を設置しております。また、今年度はJR堺市駅で駅舎東側のエレベーター設置に着手するとともに、JR鳳駅に内方線を設置してまいります。

次年度以降につきましても、他のJR各駅において内方線の設置を予定しております。加えて、南海高野線三国ヶ丘駅について、平成24年度から平成26年度の改良事業の中で、安全に移動できることを目的に、自由通路、エレベーター、エスカレーターを整備いたしております。以上でございます。

◆芝田 委員 北花田のエレベーターも平成18年ぐらいにできたのかな、2回目の、平成19年の選挙で北花田にエレベーターできたということで、大変市民の方は喜んでいたことを思い出すんですが、あとJR堺市駅も、堺駅側ですね、西側のほうはエレベーターがあって、どっちかといえばJR西日本の建物の、そこに整備された商業施設に続くエレベーターであり、なおかつ駅の改札口に続くエレベーター、しかし東側にはなかったということで、いろんな議員も取り上げられて、今、工事が始まって、当初は年度内、26年度、3月内にはできて完成しますよというお話もさせていただいたんですが、ちょっとおくれてまして、7月、8月ということなんです。

このエレベーターは、きょうはちょっと写真はないんですが、どっちかいうたら所管は土木さんということで、そしてまた私が知ってる範囲では、南海高野線の白鷺駅の南側のほうは、どっちかいうたら民間事業者というか、それだけエレベーター工事というのはお金もかかり、時間もかかりということで、そういった意味では、いろんなお金の出し方のスキームがあるそうであります。

そういった中で、今回ちょっとJR堺市駅に話を進めさせていただきませんが、先ほど御説明させていただきましたように、西側の、いわゆるこの上のデッキはベルマージュという、イズミヤさんが入っていたりとか、上が高層住宅から駅につながるころなんです、JR西日本の建物の中に入ったエレベーターはここなんです。長谷川議員さんもこの辺のことも指摘もし、改善も、わかりやすくなったそうなんです、果たしてこれ、堺市に観光に訪れたり、また用事で来たときに、ここにエレベーターがあるのかなということで、わからないというふうに思います。

地元の方は、意外とこのベルマージュに入ってますスーパーから、そのエレベーターを使って、このデッキを行って、駅に行くということなんです、やはりせつかくあるエレ

ベーターを活用していただくには、やはりもう少し周知等に、私は汗をかいていただかないといけないかなというふうに思うんですが、当局はそれについてどのように見解をお持ちでしょうか。

◎河合 公共交通課長 以前にも御質問いただいた中で、一部改良しておりますけども、民間の建物もある中で、見にくいところもあるかと思えますので、そのあたりは少し検討していきたいと思えます。以上でございます。

◆芝田 委員 よろしく願いをいたします。

それで、交通バリアフリー法が発展的というか、いろんな法律に次いで、バリアフリー新法が平成18年12月に施行されたわけですけれども、その趣旨についてお答えください。

◎河合 公共交通課長 バリアフリー新法の趣旨でございますが、平成18年に高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律と、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律とが統合・拡充され、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、通称バリアフリー新法が施行されております。

本法は施設が集積する地区において面的、一体的なバリアフリー化を図ることで、高齢者や障害者などの移動や施設利用の利便性、安全性を向上することを目的として定められたものでございます。以上でございます。

◆芝田 委員 わかりました。そこにありますように、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律と高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律が統合・拡充され、高齢者、障害者等の移動等の延会かの促進に関する法律、通称バリアフリー新法が施行されているということでございます。

本市内においても、この所管が健康福祉局等にもまたがっていたり、いろんなことで、今回もいろいろヒアリングする中で、私もなかなか縦割りで大変だなと、皆さん方もそう思ってるかもわかりません。こういった中で、駅構舎等でエレベーターができたり、エスカレーターができたり、段差解消したり、また多機能トイレがついたり、やはりまさに本市もそういったことで、今の時代に即応した対応を進めていただいておりますけれども、やはり現場の声を、地域の声に耳を傾けていく、また独自で調査をして、市民から言われるのではなく、また市議員から言われるんじゃないかと、まちの安全・安心、そしてまたバリアフリーのバリアをフリーにするというんですか、を進めるために、やっぱりいろんな点で、ここは本当にエレベーター1基で足りるのか、そしてまたこの駅から公共施設に行く動線はどうなのか、また公園はどうなのかという、いろんな広がりを持った法律がこういうふうに整備されてきてるわけですから、そういった意味では地元の声をできるだけお聞きし、そしてまた堺市に住んでよかった、そしてまた高齢者、障害者等、そしてまた女性や子どもに優しいまちになるようお願いをいたしまして、きょうの質問を終わります。

ありがとうございました。